



CBEL

The University of Tokyo Center for Biomedical Ethics and Law

合意形成と生命倫理 —政策に臨む倫理—

2009年8月8日

於東京大学医学部

加藤尚武

1、合意形成不要論

a. 厳密主義

- 倫理的な原理は数学の定理と同じように厳密に証明される(デカルト、ロック、カント)ので、合意形成は不要である。(ロックは不整合)

b. 「一冊の本」主義(聖典theBible主義)

- 神もしくは聖人によって制定された永遠の道德律が存在するので、合意形成はそれを補填する以外は不要である。(キリスト教、イスラム教、ユダヤ教、儒教)

c. 社会有機体説

- 社会はアトム的な個人の集まりではなく、全体の有機的な統一であり、それ自体に規範の原理が含まれている。

2、合意形成必要論

- 社会契約説

- すべての拘束力のある社会的な規範は、国民の先行する契約に基づく。契約(合意)にもとづかない法律は、無効である。

- 法実証主義

- 人間と人間が共同生活する以上、拘束力のある法が必要である。集团的自律の具体化されたものが、民主主義である。

3、応用倫理学

- 技術開発によって、人間の可能な行為の範囲が拡張すると、そこに倫理的な空白ができる。
- たとえば「代理懐胎は是か非か」を、a(厳密主義)特定の原理からの厳密な証明によって決定する、b(伝統主義)特定の聖典にもとづいて決定する、c(社会有機体説)社会統合の全体性によって決定する、d(社会契約説)先行する社会契約によって決定する、e(実定法)先行する実定法によって決定することは不可能であるから、新しい合意形成が必要である。

4、実例、ミルトン・フリードマン (Milton Friedman 1912-2006)の主張

- 私的所有に基づく自由企業体制の下では、企業の経営者とは企業の所有者の雇われ人である。経営者は自分の雇い主に対して直接の責任を負っている。その責任とは・雇い主の欲求に従って企業を運営することである。また、一般に雇い主の欲求とは、法律や倫理的慣習で具体化されている社会の基本的なルールを守りつつ、できるだけ多くのお金を稼ぐことである。(ビーチャム、ボウイ編「企業倫理 I」晃洋書房、児玉聡訳84頁)

5、この言葉の資格

- a. 新聞のコラムに載った「美術館への出費、人道的な援助などは企業行動の邪道だ」という個人的な意見、法律論として承認されてはいない。
- b. 企業倫理学(応用倫理学)では、ほとんど絶対に否定できない原則として是認。
- c. 銀行融資よりも株式の発行が主たる資本源というアメリカの社会習慣では、株主配当最大化主義が経営者の業績評価の中心になる。
→企業の経営原理として法律以上の影響力

6、生命倫理学の原理

- (valid consent) 成人で判断能力のある者は、
- 身体と生命の質を含む「自己のもの」について、
- (harm-principle) 他人に危害を加えない限り、
- (the right to do what is wrong 愚行権) たとえ本人にとって理性的にみて不合理な結果になろうとも、
- (autonomy) 自己決定の権利を持ち、自己決定に必要な情報の告知を受ける権利がある。

7、この原理の資格

- ジョン・スチュアート・ミルの自由論(1859)と20世紀初頭アメリカの自由主義的裁判官、ルイス・ブランドイス(1856-1941)、ベンジャミン・カルドーゾ(1870-1938)などの判例と、生命倫理学の論文の論点を参考にして、内容を要約したもの。「自分のものは自分で決める権利がある」という考え方を基礎にしている。→所有権＝自由処分権。この原理は生命にまで拡張できるか。

8、人工妊娠中絶正当化論

- a. ヒトが生存権をもつのではなく、一定の知的反応能力をもつ人格が生存権をもつ(パーソン論)
- b. 胎児は母体から離れても生存する能力(viability)をもった段階で人格として扱われる(viability理論)
- c. 人格となる以前の胎児は母体の付属物であるから、母体をもつヒトの自己決定権の対象となる(自己決定論)
- d. 人工妊娠中絶を回避することは不完全義務ではありうるが完全義務ではありえない(完全義務と不完全義務)

9、他の生命論は間違いであるか

- a. 子どもの霊は受精する以前から産んでもらうことを期待して、将来の父母の周辺の空間にただよっている。
- b. 受精の瞬間から子どもは自発的な生命機能を働かせる独立の人格であるから、それを殺すべきではない。
- c. 人工妊娠中絶をうけた「水子」はその母をうらんでさまざまなたたりを起こす。水子供養をすると、その恨みが消えて、たたりがなくなる。

10、人格＝生存権＝独立

- a. 母胎からの刺激をうけなくても自発的な生命活動をする
- b. 母胎外部でも生存が可能になる
- c. 言語で自分の意志を表明することができる
- d. 経済的に独立した生活能力をもつ
- e. 健全な社会生活(対人関係)をおくることができるような判断能力をもつ

→生存権の根拠をどこに置くか

11、すべり坂理論



- 胎児に関して殺害を正当化すれば、やがて誕生後の子殺しも正当化される
- さらにには殺人が犯罪ではなくなってしまう
- 実質的含意、限界が明確ではなく便宜的である
- 生命に対する対物的(恣意的暴君的)態度を許容することになる
- どんなに小さな殺人でも本質的に殺人である
- 許容限度が変更可能であるということ自体が恐ろしい

12、法律的許容の理由

- a. 人工妊娠中絶の現状はすべて異なった状況で一律の判断はできない
- b. 法律的に禁止すればすべての人工妊娠中絶は例外なしに悪であるという誤った判断を下すことになる
- c. 法律的に許容するという事は奨励することでも強制することでもなく、各自の判断の余地が残されている
- d. 許容するという社会的体制のなかで不適切な事例を減らしていく努力をすればいい

13、少数者問題

- 生殖補助医療、臓器移植、遺伝子治療などの問題では、該当者が国民の中の少数者であるために、単純に多数決で決定することが、権利の侵害になる可能性がある。
- 部外者による意地悪判断「子どもを持たない人生も悪くないと思うべきだ」「貴方の子どもの人生が人より短いことについて貴方はその運命を逃れる権利を持つわけではない」「臓器がほしいということは他人の死が貴方にとって利益であることを意味するから、臓器移植を求める権利はない」etc

14、代理懐胎の審議

- 代理懐胎の論点は多様に分かれそれぞれに選択肢があるので、それを提示する→両論併記。
- マックス・ウエーバー「職業としての学問」1919
- 代理懐胎を禁止すべきかどうかの審議会で、両論併記型の報告を作成するという方針で作業が進められたが、突然(ある年の9月)、委員長が方針を変えて「全面禁止」を打ち出す結果になった。誰かがキャンペーン効果のために審議会を利用した。

15、代理懐胎問題

- 懐胎を他人に代理させることはたとえその代理人が十分に同意していたとしても犯罪として禁止すべきであるか(行為の違法性)。
- 代理懐胎のための契約は公序良俗に反するがゆえに無効となるか(契約の有効性)。
- 子どもの母は、卵子(遺伝的因子)の提供者であるか、懐胎という行為を行ったもの(懐胎因子)であるか、懐胎を依頼し子どもを養育する責任を負う者(責任因子)か。
- 代理懐胎者は子どもを依頼者に引き渡す義務を負うか。
- 民法上の内容の実質的な変更(解釈)はそのつど国会の承認を必要とするか。

16、専門家の責務

- 具体的な政策提案をすることがもとめられている。直截で具体的、有効な案を専門家は提示すべきで、議論を混乱させるような両論の併記はやめた方がいい。→[実は]
- 目的が明確に限定されていて、目的についての合意が存在する場合には、それを達成するための具体的な提案が有効であるが、代理懐胎のように「是か非か」の判断を含む場合には、選択肢の明確な図式を提示して、選択を通じての合意形成をはからなくてはならない。

17、政策的な提案の例

アーバン・マイニング・センター

- 金を大規模に露天掘りで採掘している鉱山の鉱脈中の品位は1トン当たり0.3グラムから1.0グラムである。携帯電話を一万個(約一トン)集めてくると280グラムの金が回収でき、ノート型パソコンを三五〇台(約一トン)集めてくると92グラムの金と36キログラムの銅が回収できる。
谷口正次「入門・資源危機」新評論
- 金属資源の循環的使用体制への準備
→完全循環社会

18、生命倫理関係の立法

- 脳死概念は1968年にできた。(ジョンセン「医用倫理の歴史」ナカニシヤ)脳の科学は1990年ごろから新展開。
- 「脳は生命機能の唯一の中心であるか」
 - 「脳死という概念は成り立つか」(脳生理学)
 - 死の定義を一義的にする可能性・必要性(刑法学)
 - 臓器移植法の審議

19、人間は真理に耐えられない

- 生命倫理学で殺人の正当化は成功していない。
- 現行石油は40年で枯渇するが「なんとかかなりそう」という曖昧な期待の上に工業社会の未来がのっている。
- 2050年に世界総人口が91億人という予測値が国連関係等で使われているが大量の餓死者を防ぐ方向は示されていない。

20、学問の存在理由

- 人間は真理に耐えられない。
- 人間を真理に耐えられるようにする努力が学問である。